

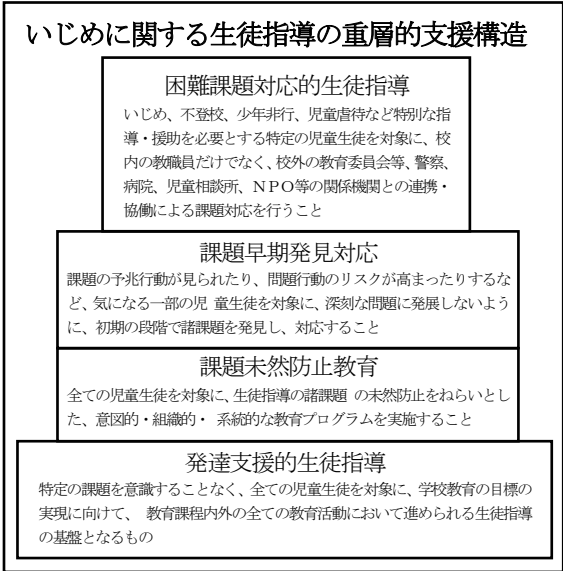
穴水小 笑顔が花さく楽しい学校

1. いじめに対する基本的な考え

いじめは、いつでも、だれにでも起こりうるものという認識をもち、すべての児童を対象に、いじめ防止につながる発達支持的取り組み、課題予防的取り組み（未然防止教育・早期発見対応）を実践する。いじめを生まない環境づくりと児童がいじめをしない態度や能力を身に付けるような働きかけを行う。

2. いじめ防止等のための指導体制（別紙参照）

いじめに関する情報を共有し、全校体制で取り組みを推進するとともに、実践的な職員研修の場を設定し、全教職員が生徒指導の専門的技術を身に付ける体制をつくる。



2-1. いじめ防止につながる発達支持的な取り組み（市民性をはぐくむ視点）

- (1) 多様性に配慮し、共生感覚を養う学校学級づくり
 - ・ 児童の実態を十分に把握するとともに、ソーシャルスキルトレーニングやエンカウンターを実施するなど、児童がお互いに違いを理解し、いろいろな人がいた方がよいと思えるような働きかけをする。
- (2) 児童の間で固定されず、対等で自由な人間関係が築かれるようにする（居場所づくり）

- ・ 道徳の授業だけでなく、すべての教育活動において道徳教育の充実を図り、思いやり・生命や人権を尊重する心を育むとともに、教師と児童、児童間の好ましい人間関係の醸成に努める。

- (3) 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む
 - ・ 分かる・できる授業の実践に努め、児童が成就感や自己肯定感をもてる授業の実践に努める。
 - ・ 縦割り班活動や児童会活動、学校行事など、異学年で協力したり協調したりすることで自己有用感を高め、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。
- (4) 「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す
 - ・ 困ったことや悩み隠して耐えるのではなく、弱音を吐いたり、人に頼ったりすることができる雰囲気を作るとともに、「困った」を受け止めることができる体制を学校や教室の中に築いていく。

2-2. いじめの未然防止教育

- (1) いじめる心理から考える未然防止教育
 - ・ 道徳科や学級活動等において児童同士が事例を教材に話し合うことで自分の感情に気付き、適切な表現することについて学んだり、自己理解や他者理解を促進したりする視点を取り入れる。
 - ・ いじめの加害者の心の深層には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満等が潜んでいることが多い。その原因から考え、内面理解に基づく働きかけをする。原因は、①心理的ストレス ②異質な者への嫌悪感情 ③ねたみや嫉妬 ④遊びやふざけ感覚 ⑤金銭欲求 ⑥被害者になることの回避感情 等が考えられる。
- (2) いじめの構造から考える未然防止教育の方向性
 - ・ 学級担任が、いじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める取組を行うなどして担任への信頼感と学級への安心感を育み、学級全体にいじめを許容しない雰囲気を浸透させる。
 - ・ 他者の視線を気にする児童は、周囲に過剰に同調する傾向が見られ、そこに被害回避感情が重なると、「仲裁者」や「相談者」になることは難しくなる。学級担任が信頼される存在として児童の前に立つことに加え、いじめの傍観者が「仲裁者」や「相談者」に転換するように促す取組を、道徳科や学級活動等において行っていく。
- (3) いじめを法律的な視点から考える未然防止教育
 - ・ 児童が、いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為にな

るという認識と、被害者と社会に対する行為の結果への顧慮と責任があるという自覚を持つように働きかける。

- ・発達段階に応じて、法律の専門家から法律の意味や役割について学ぶ機会を持つことで市民社会のルールを守る姿勢を身に付ける。
- ・学校アンケート「学校は楽しい」の項目で肯定的回答を80%以上であるかどうかで検証する。

2-3-1. いじめ早期発見のための取り組み

(1) 兆候を見逃さない取り組み

- ・健康観察などを通して児童の変化に対してアンテナを高くして、把握に努める。授業、休み時間や放課後の児童の様子に目を配り、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握する。
- ・気になったことは、毎週金曜日の児童理解の会で共通理解し、職員の連携協働を図る。

(2) 保護者、地域、関係機関との連携

- ・児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、迅速かつ誠実な対応に努める。
- ・スポーツ少年団、学童保育、習い事教室等との連携を深め、情報収集に努める。

(3) いじめアンケートやQ-Uテストの活用

- ・児童向け、保護者向けにいじめについてのアンケートを定期的実施し、アンケートをもとに、一人ひとりの児童と直接話をして思いをくみ取る。
- ・Q-Uテストの結果の考察と対応策を考え、職員研修で共通理解を図る。

(4) 情報教育（ネットトラブル防止）の推進

- ・インターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともにモラル教育を実施する。

(5) いじめ対応アドバイザーとの連携

- ・校内を巡回し児童の様子を参観してもらい、Q-Uテストの結果や未然防止の取組などからいじめ問題に関する助言をしていただく。

2-3-2. いじめに対する早期対応

(1) いじめ対応マニュアルに基づく対応

- ・いじめに関する情報が入った場合、速やかに管理職に報告し、事実を確認、記録する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。

(2) いじめへの対応の原則の共通理解

- ・被害者保護を最優先し、二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、いじめられている児童の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行う。
- ・被害児童の、被害児童及び保護者のニーズを十分確認し、対処する。
- ・いじめをやめさせ、再発を防ぐために、いじめを受けた児童・保護者への支援と、いじめを行った児童への加害者の成長支援という視点に立った指導とその保護者への助言を継続的に行う。

2-4. 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導

(1) 重大事態の定義

- ・いじめにより児童等の生命、新進又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や年間30日を目安としていじめにより相当期間学校を欠席することを余儀なくされている場合、児童や保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった場合などを重大事態と定義する。

(2) 重大事態への対処

- ・重大事態に対しては、発生した旨を速やかに町教育委員会に報告する。町教育委員会と協議のうえ、対処する組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切にとる。

(3) 重大事態に発展させないための生徒指導

- ・教職員間で適切な対応を怠れば、どのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を持つ。
- ・背景にある人間関係や被害児童の心身の傷つきや加害行為の背景、加害児童の抱える問題などについてアセスメントし、それに基づいて被害児童、加害児童、周囲の児童への働きかけの方針についてプランニングして上で被害児童及び保護者に説明し、同意を得る。
- ・プランを実施し、3か月を目途に丁寧な見取りを行う。情報の整理と管理、記録の作成と保管をする。